

ゆたかな学びの実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。また 21 年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に 35 人に引き下げられ、25 年度に完了となります。今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。きめ細かい教育活動をすすめるために、そして子どもたちのゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、少人数学級の実現、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが重要です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は必要不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう要請します。

記

1. 教育環境改善のために、すべての職種において計画的な教職員定数改善を推進すること。
とりわけ、中学校・高等学校での 35 人学級を早急に実施すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。
3. さらなる少人数学級を推進するとともに、複式学級を解消すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

令和 6 年 6 月 26 日

大分県津久見市議会

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	尾辻秀久	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
総務大臣	松本剛明	殿
文部科学大臣	盛山正仁	殿